

RDA をめぐる最新状況と目録法の課題整理
RDA and Issues of Cataloguing

和中 幹雄
WANAKA Mikio

大阪学院大学
Osaka Gakuin University

抄録: ウェブ上での使用を前提とした目録規則 RDA Toolkit が 2010 年 6 月に公開された。引き続き、2010 年 7 月から米国の 3 国立図書館の主導のもとに RDA 導入テストが実施され、そのテスト結果と導入に関する勧告が 2011 年 6 月 20 日に公表された。「明瞭で、曖昧でなく平易な英語」での RDA の規則の書き換えを始めとした作業・活動を完了することを条件に、米国の 3 国立図書館は、2013 年 1 月以降に RDA を採用すべきであるという条件付き導入勧告であった。また LC は、「書誌フレームワークの変革」と題する声明を発表し、MARC21 フォーマットからの新たな時代のフォーマットへの移行の検討を開始した。このような RDA の刊行と RDA 導入テストの過程の概略を示すとともに、そこで明らかになった、目録法における解決すべき今後の課題を整理するのが本稿の目的である。

キーワード: RDA, 目録法, RDA 導入テスト, MARC, メタデータ, On the Record

Abstract : RDA Toolkit intended to be used on the Web was first released in June 2010, followed by the tests conducted from July 2010 for evaluating how we will implement RDA. An then, on June 20, 2011 were made public the test results and recommendations, which made a recommendation that RDA should be implemented by LC, NAL, and NLM no sooner than January 2013, contingent on the satisfactory progress/completion of not a few tasks and action items such as rewriting the RDA instructions in clear, unambiguous, plain English. within 18 months. LC also issued a statement entitled "Transforming our Bibliographic Framework" in which it announces a new collaborative initiative to consider the issues involved in migrating from MARC to new bibliographic metadata formats. The purpose of this paper is to raise some issues for future consideration in cataloguing through briefly describing the process of RDA publication and RDA Implementation Test.

Keywords : RDA, Cataloguing, RDA Testing, MARC, Metadata, On the Record

(受付日 : 2011-12-23, 受理日 : 2012-03-06)

1. はじめに

この報告は、渡邊隆弘の「書誌コントロールの将来をめぐる論点：LCのWG報告書とわが国での検討状況から」（『情報の科学と技術』58(9), 2008.9. p.430-435）の続編として構想したものであった。この渡邊氏の論文は、そのタイトルが示しているように、2008年1月に公表された米国議会図書館（LC）の「書誌コントロールの将来ワーキンググループ」による報告書 *On the Record*¹⁾ を材料として、書誌コントロールの将来に関わる論点を整理したものであるが、本稿では、*On the Record* が公表された2008年1月以降の動きを追ったものである。特に、英米目録規則第2版（AACR2）の後継規則ではあるが、冊子体ではなくウェブ上での使用を前提として Toolkit²⁾ の形式で2010年6月23日に刊行された RDA（Resource Description and Access）の概要、そして RDA Toolkit 刊行に引き続き、2010年7月から米国の3つの国立図書館の主導のもとに実施された RDA 導入テストの経緯³⁾ および2011年6月20日に公表されたテスト結

果と導入に関する勧告⁴⁾が本稿の主な内容である。

渡邊氏の論文では、*On the Record* 公表前後からのわが国の論点についても言及されていて、当初は、その続編としても構想し、それらに関わる簡単な資料も予稿には含めていた。しかし、フォーラム当日は、時間不足もあり、わが国に関わる論点整理はほとんど報告することが出来なかった。そのため、本稿ではその部分を除き、RDA 導入テスト結果に絞ってまとめ、わが国の論点は、独立して別の機会に発表することとした。また、RDA 関連では、TP&D フォーラムでの発表以降の重要な二三の動きについても追記している。

2. RDA の成立

RDA 初版（First release）の全体構想をまとめたデルシー（Tom Delsey）が2004年に編集委員長（Editor）に就任してから、ウェブ上での利用を前提とした Toolkit の形式で刊行される2010年6月23日までの経緯は表1のとおりである。

表1 RDA 刊行までの経緯

2004年12月	AACR3 Draft part I: Constituency Review
2005年4月	AACR3 から RDA に方針変更
2005年12月	Draft of RDA part I
2006-2007年	Further drafts of RDA chapters
2007年10月	A New Organization for RDA
2007年10月22日	英国（BL）、カナダ（LAC）、米国（LC）、オーストラリア（NLA）の英語圏の4国立図書館は、RDA 導入は同時に実施する旨の共同声明を発表。
2008年1月9日	書誌コントロールの将来に関する米国議会図書館ワーキンググループが最終報告書 <i>On the Record</i> を提出し、「RDAに関する作業を中断すること」を勧告
2008年5月1日	上記の勧告を受けて、米国の3国立図書館（米国議会図書館・米国農学図書館・米国医学図書館）が、RDAの導入可能性に関するテストを実施する旨の共同声明を発表
2008年6月9日	米国 RDA テスト調整委員会（U. S. RDA Test Coordinating Committee）のメンバーの初会合。テストは9か月プロジェクトとして計画（準備、テスト入力、評価を各3か月）
2008年11月	A full draft of RDA
2009年6月	Revised text を出版者に送付
2010年6月23日	RDA Toolkit として刊行（8月末までオープン・アクセス）

2004年までは、AACR2の後継としてAACR3策定を目指していたが、2005年4月に“RDA: Resource Description and Access”とタイトルを改め、この規則によって作成される書誌レコードがデジタル環境で利用されることを前提とした方針を打ち出すことになる⁵⁾。その後、2005年12月のDraft of RDA part I⁶⁾から始まって、その内容のみならず全体構成は大きな変更が繰り返されてゆくが、2008年11月のA full draft of RDA⁷⁾において全体構成が固まることになる。このあたりの紆余曲折については、古川肇の一連のレビュー論文⁸⁾や宮田洋輔の論考⁹⁾に詳しいので省略する。2009年6月の改訂テキストが出版者に送られてから2010年6月の刊行まで1年近くかかっているのは、冊子形態の刊行ではなく、AACR2やMARCフォーマットとのマッピング等を用意し、関連する規定のリンクや検索がウェブ上で可能なToolkitを開発するためであった。

RDAの開発は、RDA開発合同運営委員会(Joint Steering Committee for Development of RDA: JSC-RDA)が行い、その上位機関であるプリンシパル委員会(Committee of Principals: CoP)が、全般的な政策、予算、管理に責任をもっている¹⁰⁾。JSC-RDAを構成する各国の組織は次の4か国の図書館協会と2か国の国立図書館である。

- ・アメリカ図書館協会目録委員会 (ALA/ALCTS/CC:DA)
- ・オーストラリア目録委員会 (ACOC)
- ・カナダ目録委員会 (CCC)
- ・英国図書館情報専門家協会 (CILIP)
- ・米国議会図書館 (LC)
- ・英国図書館 (BL)

デルシー編集長自身は刊行前の2009年に退任した。また、BL代表のダンスキン(Alan Danskin)が2009年7月から委員長に就任していたが、2011年11月にはLC代表のティレット(Barbara Tillet)が新たに委員長に就任した¹¹⁾。

CoPを構成する各国の組織は、JSC-RDAとは微妙に異なり、次の3か国の図書館協会と4か

国の国立図書館である。

- ・アメリカ図書館協会 (ALA)
- ・カナダ図書館協会 (CLA)
- ・英国図書館情報専門家協会 (CILIP)
- ・米国議会図書館 (LC)
- ・カナダ国立図書館・文書館 (LAC)
- ・英国図書館 (BL)
- ・オーストラリア国立図書館 (NLA)

RDA Toolkitを刊行したのは、3か国の図書館協会(アメリカ図書館協会、カナダ図書館協会、英国図書館情報専門家協会)である。

このように、RDAはAACR2と同様に、国際目録規則である。しかし、次の2点が異なっている。第一は、RDAはAACR2と同様に、「目録規則」である¹²⁾にもかかわらず、そのタイトルから「目録」(Cataloguing)という語と「規則」(Rules)という語を除いた点である。第二の相違は、AACR2は、国際目録規則といっても、英語圏(Anglo-American)における目録規則であるとしていたのに対し、RDAは英語圏を越えた、真の意味での国際性を志向し、FRBRやFRAD準拠であるのみならず、2009年の国際目録原則にきわめて忠実であろうとしている点に求められる¹³⁾。

3. RDA導入テストの実施

RDAの全体構成(A New Organization for RDA¹⁴⁾)が決定された2007年10月に、英国(BL)、カナダ(LAC)、米国(LC)、オーストラリア(NLA)の英語圏の4か国の国立図書館は、RDA導入は4か国が同時に実施する旨の共同声明を発表している¹⁵⁾。

しかしながら、それから3か月後の2008年1月9日に、LC副館長マーカム(Deanna B. Marcum)の肝入りで2006年11月に招集された「書誌コントロールの将来に関する米国議会図書館ワーキンググループ」が最終報告書*On the Record*を提出し、その中でJSC-RDAに対して、「RDAへの移行のための利用および経営上の論拠(ビジネスケース)が十分に明確化され、想定される利点が説得力を持って提示され、RDAで提案され

ている規定に関連するFRBRの大規模で包括的なテストが実際の目録データを対象として行われ、その結果が分析される」まで、「RDAに関する作業を中断すること」という勧告を行った¹⁶⁾。

この勧告を受けて、米国の3国立図書館（米国議会図書館・米国農学図書館・米国医学図書館）は、*On the Record*の勧告に対する回答として、RDAの技術、運営、経費からの評価とビジネスケースの明確化を行うことを目的として、RDAの導入可能性に関するテストを実施する旨の共同声明を2008年5月1日に発表した¹⁷⁾。これ以降、米国RDAテスト調整委員会（U. S. RDA Test Coordinating Committee）が立ち上がり、テスト参加機関を募ってテスト準備を開始した。多くの機関が応募したが、正式のテスト参加機関を26機関に絞ることになった。その中には、3つの国立図書館の他に、州立図書館、学術（大学）図書館、公共図書館、学校図書館、文書館、博物館・美術館、図書販売、図書館支援サービス業、図書館学校、コンソーシアおよび3国立図書館など関係機関が網羅されている¹⁸⁾。

2010年6月23日にRDA Toolkitが公開されると、ただちに翌月の7月1日からこのToolkitを使用したテストが開始された。このような経緯を見ると、2010年6月23日のRDA Toolkitの公開は、この導入可能性テストを実施するためであった側面がある。というのも、後述するように、RDAの規定には解決すべき課題がまだ多く残っているからである。RDA Toolkitを用いたテストは、翌年2011年3月末までの9か月間（準備、テスト入力、評価を各3か月間）実施された。すべての参加機関が共通して入力する対象資料として、25タイトルのオリジナル・カタログ用共通資料（Common Original Set: COS）とその他コピー・カタログ用共通資料（Common Copy Set: CCS）が選ばれ、COSが1200件とCCSが111件の書誌レコードがAACR2とRDA両者を使用して入力された。さらに、視聴覚資料や更新資料など、テスト参加機関特有の対象資料（Extra Original Set: EOS

（5908件）とExtra Copy Set: ECS（801件）については、RDAのみを使用して入力された。

2010年10月から12月の3か月かけて入力された結果と別途行われたアンケート調査の結果が集計され、2011年1月から3月の3か月間でそれらの結果が評価された。このようにして、2011年5月9日に、米国RDAテスト調整委員会は3国立図書館に報告書を提出し、2011年6月20日に、「米国RDAテスト調整委員会報告および勧告」がウェブ上に公開された¹⁹⁾。

4. RDA導入テストの結果と勧告

RDAの開発を行ってきたJSC-RDAは、2010年6月23日にToolkitの形式で刊行されたRDA初版の全体構成を固めた2007年11月に、「RDA戦略計画 2005-2009」を公表しているが、その中でRDAの長期的な目標として次の10点を掲げている²⁰⁾。

- (1) あらゆる資料種別、内容種別に対して、首尾一貫した柔軟で拡張性のある枠組みを提供する。
- (2) 国際的に確立した原則および標準と一致している。
- (3) 主として図書館コミュニティでの使用に適したものであるが、他のコミュニティによる使用も可能である。
- (4) 利用者が情報ニーズに合致する資料を発見、識別、選択、入手することを可能とする。
- (5) 既存の目録およびデータベースにある記述やアクセスポイントと共存できる。
- (6) データの蓄積と伝達に使用されるフォーマット、媒体あるいはシステムとは独立している。
- (7) 新たに現れつつあるデータベース構造に容易に適用できる。
- (8) オンライン・ツールとしての利用に最適化されている。
- (9) 平易な英語で書かれていて、他の言語のコミュニティで使用することができる。
- (10) 作業ツールとしても研修目的でも使用しやすく効率的である。

RDA が向かおうとしている方向性を簡潔に示すこの 10 個の目標が、RDA Toolkit においてどこまで達成されているかを評価したのが、2011 年 6 月 20 日に公表された RDA テスト調整委員会によるテスト結果報告と導入に関する勧告であると言える²¹⁾。それによると、「目標達成」と評価されたのは(1)と(6)である。すなわち、あらゆる資料種別について、記録フォーマットや媒体やシステムに依存せずに目録記録が可能な枠組みを作るという目標は達成されていると評価された。AACR2 との継続性に関わる(5)については、「ほとんど目標達成」としているが、「ほとんどのアクセスポイントはこれまでのデータと共存できるが、アクセスポイントのいくつかの相違点についてのコミュニティの一定の取り決めが必要となるであろう」と評価している²²⁾。

「部分的に目標達成」としているのが(2)と(4)である。(2)については、JSC-RDA、ISBD、ISSN のコミュニティ間の調整の努力を進めることが期待されている。(4)については、RDA 書誌レコードに関する利用者のコメントは、新たなエレメントが利用者のニーズにうまく合致しているかどうかについての論評はさまざまであったことを指摘している。

目標が「達成せず」と評価されたのが(8)と(9)と(10)である。オンラインツールとしての目録規則が十分に利用しやすい状態までには至っていないと評価されたわけである。

(7)については、「RDA データは十分に粒度は小さく、新たなタイプの表示と他のデータソースとのよりよい統合を可能にするけれども、この目標は、テストによって立証されなかった」と評価された²³⁾。(3)については、今回の「テスト対象としていない」としているが、「他の(米国以外の)図書館コミュニティが RDA の導入可能性を探っているのは承知している。セマンティック・ウェブおよびダブリン・コアのコミュニティは RDA に基づくアプリケーション・プロファイルを開発中である」とコメントしている。

以上のような評価に基づいて、3 つの国立図

書館に対し、RDA テスト調整委員会は RDA 導入に関して次のような勧告を行った²⁴⁾。

以下に掲げる作業・活動が十分に進められ完了することを条件に、LC、NAL、NLM の 3 国立図書館は、2013 年 1 月以降に RDA を採用すべきである。

つまり、条件付きの導入勧告である。それに対して 3 国立図書館はこの勧告を了承する旨の回答をただちに行った²⁵⁾。

導入にあたっての条件とした導入前に実施し完了すべき作業とは、次のようなものであり、完了すべきスケジュールも同時に示されている。

- (1) RDA を、明瞭で、曖昧でなく平易な英語で規則を書き換える (18 か月以内)
- (2) RDA 更新プロセスを改善する (3 か月以内)
- (3) RDA-Toolkit の機能を改善する (3 か月以内)
- (4) MARC およびその他の符号化スキーマによる十分な RDA レコード事例集を開発する。専門図書館界 (逐次刊行物、貴重書、楽譜等) を含む (6 か月以内)
- (5) RDA エレメント・セットおよびボキャブラリーの登録を完成する (6 か月以内)
- (6) MARC の後継に向けた信頼できる進捗を示す (18-24 か月以内)
- (7) コミュニティの関与を確保し促進する (12 か月以内)
- (8) RDA の研修を指導し組織する (18 か月以内)
- (9) RDA エレメント・セット (関連を含む) を用いた入力およびディスカバリー・システムのプロトタイプの実験的デモンストレーションを求める (18 か月以内)

その他、JSC-RDA、ALA 出版部、米国議会図書館 (LC) とともに書誌および典拠レコード作成の実質部隊である共同目録プログラム PCC (Program for Cooperative Cataloging) を含むコミュニティ (図書館界)、システム・ベンダーへも多くの勧告を行っている。

このテストが実施される直接のきっかけとな

った *On the Record* では、RDA への移行のための利用および経営上の論拠（ビジネスケース）が不十分であり、想定される利点が説得力を持って提示されていないことが、RDA に関わる作業の中断を求めた理由となっていた。この点についての評価は次のようなものであった²⁶⁾。

RDA の導入だけでは、目に見える直接的な利益はほとんどないことがテストによって明らかになった。RDA の導入により、メタデータ作成の大幅なコスト削減は得られず、研修のためのコストがかなりかかることは避けられないであろう。しかしながら、直接的な経済的利益が RDA のビジネスケースの唯一の決定要因ではない。メタデータ環境への将来の大幅な機能拡張が RDA によって可能となり、これらの利点が、長期的には、導入コストを上回るかどうかを決定しなければならない。導入に先立ってこの決定を行うための枠組みを示したのがこの勧告である。テスト調整委員会は、RDA 導入のためのビジネスケースを明示するのに苦闘したが、この要約や報告書の他のセクションで述べている理由により、RDA 導入を勧告するのがテスト調整委員会の決定である。

9か月のテスト中には、データ入力だけではなく、テスト参加機関および非参加機関に対して、いくつかのアンケート調査を実施しているので、それらのテスト集計結果の若干を見てみたい。

「米国図書館界はRDAを導入すべきと考えるか？」という質問に対して、参加機関による回答としては、「イエス」が34%、「変更を加えた上でイエス」が28%で、6割が「導入すべき」と考えているが、「ノー」が14%、「なんとも言えない」が24%を占めている。一方、書誌データを入力した個人による回答では、条件付きも合わせて「イエス」が70%に対して、「ノー」が30%であった。また、公式テストには参加していない機関へのアンケートについては、条件付きも含めて、「イエス」が22%に対して、「ノー」が40%、「なんとも言えない」が34%にまで及んでいる。このように、米国の図書館界では、RDA導入に対して意見がかなり割れている

ことが明らかである。

また、米国においても、目録作成の外部委託はかなり行われていて、それに関連する質問としては、「RDA導入が目録作成契約費用に与える影響は？」という質問に対して、半分以上が「分からない」と答えているが、経費は増えるであろうとしているのが15%ほど存在している。

RDA と AACR2 両者でのデータ入力時間に関する質問に対して、図書でも逐次刊行物でも視聴覚資料でも、RDA による入力時間の方が長く、必要な入力エレメント数や習熟度の差を考慮したとしても、RDA による省力効果は期待できないことをこのアンケートは示している。しかし、「目に見える直接的な利益はほとんどない」「RDA の導入により、メタデータ作成の大幅なコスト削減は得られず、研修のためのコストがかなりかかることは避けられない」という、このようなテスト結果であるにもかかわらず、メタデータ環境への将来性を評価して、「条件付き導入」の結論を示しているのである。

このことは、テスト結果報告公表に先立つ 2011年5月13日、「書誌フレームワークの変革」(Transforming our Bibliographic Framework) と題する声明をLCが発表し、MARC21フォーマットを新たな時代のフォーマットに変更するための検討を開始したことで、その方向性が明らかである。書誌フレームワーク（書誌コントロール）の変更に向けた取り組みを行うことを宣言したこのLCの声明では、次のような課題を挙げている²⁷⁾（アンダーライン引用者）。

- 現行のメタデータエンコーディングの諸標準について、どの側面を保持し将来のフォーマットに発展させるかを決定する。この観点から MARC21 を見直す。
- セマンティック・ウェブや Linked Data の技術が図書館界の書誌的枠組みにどのような利点をもたらすか、そしてそれらの利点をより有効に活用するために現行のモデルをどのように調整しなければならないかを知るための実験を行う。
- エンドユーザーがより質の高いメタデータの

利用や革新的な使い方を可能とするために、より広いウェブ検索環境で図書館のメタデータが最大限に再利用されるように促進する。

- ・人、場所、組織、概念などの実体間の関連をユーザーが行き来し、図書館目録や広範なインターネットにおいてより正確に検索ができるようにする。それらの関連が図書館員によって積極的にコード化しているか、セマンティック・ウェブによって認識できるかにかかわらず、FRBRのような有望なデータモデルの使用法を検討する。
- ・現行の MARC ベースのシステムを超えた、メタデータの表示方法を検討する。
- ・広範なコミュニティに受け入れられる変化のペースの評価も含めて、実行する場合と実行しない場合のリスクを明らかにする。徐々に実行してゆくか、より大胆に迅速に実行するか。
- ・レガシーデータベースの規模と価値を十分に考慮しながら、既存のメタデータを、LC の広範な技術的基盤のなかの新たな書誌システムに移行するための計画を立てる。

LC を中心とした米国の図書館界は、今後、このような課題に大きな力を注いでいくことになるであろう。

5. RDAの特徴の概要

RDAはAACR2の後継規則であるとともに、FRBRやFRADといったIFLAが示した国際的な概念モデルを基礎とした新しい枠組みのもとに組み立てられている。この2つのどちらの面から見るとによって評価が異なる。

RDA策定過程についての一連のレビューを「ウェブ環境下で初めて可能となった追走者の視点から作成してきた」²⁸⁾と述べている古川肇は、「RDAは多くの欠点にもかかわらず確な方向性を含んでいる」と結論づけ、肯定的に評価できる点として次の10点を挙げている²⁹⁾。

- (1) 粒度に関する規定の新設
- (2) 資料の多様化への対応への努力
- (3) 多くの注記のエレメント化
- (4) 記述に用いる用語のリスト化
- (5) 記述に関する柔軟な構造の実現
- (6) タイトル標目の統一標目化
- (7) 著作に責任を有する個人・家族・団体に対する典拠形アクセスポイントの選択に関する規定の簡素化
- (8) 関連の体系化
- (9) ダブリン・コアとの調整
- (10) 継続性の確保

(1)は、図書・雑誌などの容器の記述から、一論文や一内容著作などの構成部分へ対象の範囲を拡大した点を指している。

(2)は、AACR2では媒体と表現形式が混在していた「資料種別 (GMD)」という概念を、テキスト、画像、音声、話声等の表現形式を示す「内容種別 (Content Type)」と、物理的な媒体を示す「メディア種別 (Media Type)」および「キャリア種別 (Carrier Type)」に峻別することとなった。メディア種別とは、利用機器（オーディオ、コンピュータ、マイクロ、機器を使用しない等）に対応する概念で、8種類の用語が用意されている。後者のキャリア種別とは、形態に関する事項に対応する概念で、メディア種別を記録媒体のフォーマットとキャリアの収納形態により細分したものである（録音ディスク、マイクロフィッシュなど）。

(3)(4)(5)は、これまでの書誌的情報源の引用をベースとした書誌記述から、エレメント化されたデータの付与への移行を示すものであり、伝統的なカタログと意識や方法論の相違が露わになる点であるとともに、MARC21フォーマットの改訂を伴うものである。

(6)(7)(8)は、RDAの中心的なテーマであるFRBRやFRADによってモデル化された情報利用者の関心の主たる対象の記録と関連付けである。また、(9)と(10)は、さまざまな点で二律背反となる課題を生み出している。過去に蓄積さ

れた膨大な目録情報と新たな枠組みで作り出される目録情報を共存させる必要があるからである。そして(9)の課題は目録情報の作成と提供を全面的にウェブ上で展開するための必須の条件を与える最も重要な課題であり、RDAのボキャブラリーの定義のなかで、規則自体に変更を迫る点もいくつか見られる。

一方、AACR2の後継規則という観点あるいは米国の伝統的なカタログの実務的な観点から、エルロッド (J. McRee Elrod) は、次のような変更点を挙げている³⁰⁾。

- (1) オプション (別法) が多い。出版地の転記もオプションである。そのため、RDA自体よりも、LCの実施計画の方が重要である。
- (2) 角がっこは記述対象資料のどこにも情報がない場合にのみ使用する。MARC21サブフィールドを跨ぐ角がっこは使用しない。
- (3) 条約の記入を簡素化した。
- (4) O.T.やN.T.という用語は使用せず完全綴りとする。
- (5) GMDの用語は使用せず、キャリア種別と内容種別を別々のエレメントに分離した。但し、用語は長すぎるし、MARCの新設タグ336-338の番号付けは一般から特殊にはなっていない。
- (6) 複数著者の著作を学術的な書誌慣行に従って、Compilerの下に記入。
- (7) 更新資料、逐次刊行物、刊行中のセットもののフィールド260 (出版事項) の繰り返し。
- (8) 本タイトル (Title Proper) から別タイトル (Alternative Title) が除かれる。
- (9) B.C.やA.D.は使用せず、faith-neutralのB.C.E.(Before Common Era)とC.E.に変更。
- (10) Relators (役割表示) の一般的使用。
- (11) ISBDのラテン略語[S.l.]や[s.n.]は使用しない。
- (12) ISBD区切り記号はオプションとなったが、使用しつづけることは可能。
- (13) [sic]の省略。
- (14) 市名の後の法管轄区域の省略。
- (15) ed. p. v. ill. といった省略形は使用せず、完全

綴りとする。

(16) digital disk, digital disc, optical discではなく、CD, CD-ROM, DVD, DVD ROM, VHSといった一般的用語を使用する。

(17) 責任表示で3名までは記述し、4名以上は「1名+他」とする「3のルール」の廃止。

「3のルール」の廃止や、国際化を意識した略語法の変更等を除けば、AACR2からの規定内容の変更は一見してそれほど大きくはないように見える。一方、記述とアクセスポイント (標目、統一タイトルおよび参照) という二部構成あるいは記述の資料種別ごとの規定といったAACR2の全体構成を、FRBRやFRADモデルに基づく構成にAACR2を組み替えるとともに、AACR2にはなかった典拠データに関わる規定が追加された点を見ると大きな変更が行われたように見える。しかしながら、現時点でのAACR2からの改訂では不十分であるという観点から、さまざまな提案が寄せられていて、「決定をRDA刊行後に持ち越している課題」(Issues deferred until after the first release of RDA) という文書に119項目の課題が列挙され、RDA初版刊行後も検討が継続中である³¹⁾。

初版刊行後の未決定のままに持ち越された119項目の内訳を見ると、「個別条項に関わる問題」91項目のうち、AACR2の「記述」に関わる条項に対応する「第I部：実体の属性」の中の「セクション1：表現形および個別資料」が26項目あるのに対し、AACR2におけるアクセスポイントに関わる条項および典拠データに関わる条項に対応する「第I部：実体の属性」の中の「セクション2：著作および表現形」の25項目、「セクション3：個人・家族・団体」の34項目および「セクション4：概念・物・出来事・場所」の4項目、「第II部：実体間の関連」の中の「セクション5：著作・表現形・表現形・個別資料の間」の2項目がさらに「複数条項に関わる問題」が16項目、「付録および用語集」の12項目がある³²⁾。

記述に関わる条項では、コンピュータによる

データ・ハーベスティングをも意識し、情報源からの機械的な転記の原則を重視しつつある。例えば、英仏語バイリンガルのカナダの資料にある、一度以上読むことを意図した文字や語によるタイトル”Canadian CITATIONS canadiennes”は、あるがままに転記した上で、英語タイトル Canadian citations とフランス語のタイトル Citations canadiennes の二つのアクセスポイントを付与するという規定に変更すべきであるという提案がなされている。一方で、MARC21 サブフィールドを跨ぐ角がっこは使用しないこととなったが、さらにそれを進めて、そもそも、角がっこの使用をやめてはどうかという提案も行われている。

出版者・頒布者に関する事項は、転記すべきデータ項目とされているが、「最も簡潔な形で記載する」(AACR2 1.4D2)と規定されていて、法人組織を示す語 (Co., Ltd.等)は省略することになっていて、機械的な転記はされていない。であるならば、出版者は、「体現形の出版、頒布、発行あるいは公開に責任をもつ」実体として、機械的な転記をした上で実体の統制形アクセスポイントを付与し、役割・関連を示すように改訂すべきではないか、といった趣旨の提案も含まれている。逐次刊行物における出版地や出版者の経時的な変化に対して、注記で対応するのではなく、*arlier/later/current place, name, date*を示す *sub-types*を設定し、日付をもつエレメントを繰り返すという提案も行われている。これも、書誌的情報源の引用をベースとした書誌記述からの離脱の方向性を示すものである。

もう一つの大きな課題は、統一型データ (典拠データ)に関わる事項がある。AACR2 は典拠データ自体は扱ってこなかったため、典拠データ固有のエレメントの新設が一つの課題である。それとともに、これまでの統一型データは、カード目録時代のソーティング (排列) 機能を重視していた点をどのように改訂するかがもう一つの大きな課題となっている。例えば、著作や表現形のタイトル、団体名や個人名としての用いられる句の冒頭の冠詞は、統一型データと

して除くことが原則である規則を変更すべきであるという改訂案が、ドイツ国立図書館から提示されているのはその例である³³⁾。排列のために姓と名を転置して、第一排列要素としての姓の後にカンマを付すという慣行についても再検討の提案が出され、名前の最初の部分は姓である場合にはカンマを使用しないといった改訂案も提示されている。

6. 最後に

以上が、RDA の現状と課題であるが、最後に、米国 RDA 導入テストの意義について触れておきたい。

今回のテスト調整委員会の結論と勧告は、RDA 導入の延期ではあるが、延期というよりは、結果的には、*On the Record* が提起した課題を再確認することとなった点にその意義を求めることができる。言い換えるならば、今回の米国 RDA テスト調整委員会の勧告や LC の書誌コントロールの枠組みを見直す声明を通して、LC は、RDA 導入を軸あるいは契機として、*On the Record* の提案の具体化に向けて、期限を切って困難な道の第一歩を踏み出すためのきっかけを作ったのがこのテストであったと捉えることができる。

第二次世界大戦後、米国が中心となって確立してきた「書誌コントロールの枠組み」、日本も含めた世界中の現在の図書館目録作成の枠組みは、① 記述とアクセスポイントの標準化と② 全国書誌 (集中目録作業) を核とした書誌コントロールの確立の二点に集約できるが、RDA の導入は、これらの枠組みからの脱却に向けた動きの一つである。

全国書誌および記述と標目の標準化というパラダイムからの変換 (新たな形の集中目録、共同分担目録システムの構築の必要性)、図書館コミュニティに限定された分担目録作成システムからの脱却 (出版社、書店、取次、大学 (機関レポジトリ)、データプロバイダ、MARC 作成会社、全国書誌作成機関との協同)、図書館所蔵資料 (パッケージ系資料) だけではなく、ネッ

トワーク情報資源を含めた統合的なシステムの構築(目録とメタデータの統合),このような課題が現在および今後の RDA の内容と構造を決定づけているのである。

LCとともに,書誌および典拠レコード作成の実質部隊である共同目録プログラムPCC

(Program for Cooperative Cataloging)の中に設けられた「ISBDとMARCに関するタスク・グループ」はその最終報告を2011年9月に公表した³⁴⁾。現行のMARCデータにおいては,データ項目を示すタグとともに,ISBD区切り記号法による区切り記号もデータとして入力されているが,このような冗長性を廃止し,MARCデータベースからこれらの記号を除去するという提案をこの報告で行っている。そのためには,いくつかのタグの新設やタグの意味内容の変更を伴い,影響は大きい,カード目録時代から引きずってきた書誌レコードの伝統的な文節構造からの脱皮を図ろうとするものである。

また,18か月以内に「RDAを,明瞭で,曖昧でなく平易な英語で規則を書き換える」ためのコピー・エディターとして,クリス・オリバー氏(カナダ目録委員会委員長)が2011年11月に選任され,2012年6月までに,まず次の5つの章,

「第9章 個人の識別」「第10章 家の識別」「第11章 団体の識別」「第6章 著作および表現形の識別」「第17章:主要な関連の記録」をまず完成させることになった³⁵⁾。

このような新しい目録規則とその適用方法を確立するための苦闘とともに,LCは,テスト結果報告公表に先立ち,2011年5月13日,「書誌フレームワークの変革」(Transforming our Bibliographic Framework)と題する声明を発表し,MARC21フォーマットを新たな時代のフォーマットに変更するための検討を開始したのは前述したとおりである。この点については,その後2011年10月30日に,「デジタル時代の書誌フレームワーク」と題して,MARCフォーマットからの離脱に向けた「基本計画」が公表された³⁶⁾。この計画の中心課題は,書誌データの把握と共有のための新しい手段の開発であり,「セマン

ティック・ウェブと関連するリンクデータモデルは,図書館および文化遺産機関にとって興味深い可能性を保持している」としている。この方針は,「図書館コミュニティのデータ記録形式であるMARCは,40年前のデータ管理技術に基づいており,今日のプログラミングのスタイルとは調和していない。・・・新しい,予想される書誌データの用途は,注釈(批評やコメント)および利用データを含む,高度で自動化され,利用者が生成するメタデータに適応し,識別するためのフォーマットを必要とする」³⁷⁾とした*On the Record*の指摘に呼応したものである。

以上のような動きは,主としてLCを中心とした米国で展開されているが,イギリス,カナダ,オーストラリア等の英語圏(Anglo-American)のみならず,ヨーロッパ諸国での関心も高く,ドイツ国立図書館は,米国の動きに呼応して,2013年半ばにRAKからRDAに移行する方針を2011年10月27日に発表する³⁸⁾とともに,翌11月にはJSC-RDAの新たなメンバーに加わることになり³⁹⁾,英米圏を越えた国際目録規則の具体化に向けて動き出すこととなった。

1) On the record : report of the Library of Congress Working Group on the Future of Bibliographic Control. Washington, D.C., Library of Congress, January 9, 2008. 44 p. <http://www.loc.gov/bibliographic-future/news/lcwg-ontherecord-jan08-final.pdf>, (accessed 2011-12-15)

本論での引用は,次の日本語訳によっている。
On the Record: 書誌コントロールの将来に関する 米国議会図書館ワーキンググループ報告書, 国立国会図書館収集書誌部訳. 2009.6. 58 p.

http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/pdf/ontherecord_jp.pdf, (accessed 2011-12-15)

2) RDA Toolkit. <http://access.rdatoolkit.org>, (accessed 2011-12-15)

3) テストの経緯については,主としてLCの次のウェブサイトによっている。

Testing Resource Description and Access (RDA).

<http://www.loc.gov/bibliographic-future/rda>, (accessed 2011-12-15)

4) Report and Recommendations of the U.S.

RDA Test Coordinating Committee. May 9, 2011, revised for public release 20 June 2011. <http://www.loc.gov/bibliographic-future/rda/source/rdatesting-finalreport-20june2011.pdf>, (accessed 2011-12-26)

5) Outcomes of the Meeting of the Joint Steering Committee Held in Chicago, U.S.A, 24-28 April 2005.

<http://www.rda-jsc.org/0504out.html>, (accessed 2011-12-15)

6) 5JSC/RDA/Part I, 9 December 2005.

<http://www.rda-jsc.org/docs/5rda-part1.pdf>, (accessed 2011-12-15)

7) Full draft of RDA.

<http://www.rda-jsc.org/rdafulldraft.html>, (accessed 2011-12-15)

8) 古川肇のレビュー論文には次のものがある。

(1) 未来の記述規則：AACR3 第I部案から RDA 第I部案へ。資料組織化研究. 2006.7, 52号, p.1-16.

(2) 未来の書誌レコードに関する規則：RDA 第1部案から RDA パートA案へ。資料組織化研究. 2007.3, 53号, p.25-34.

(3) 未来の書誌レコードに関する規則(続)：メタデータ・スキーマとの調整へ。資料組織化研究. 2008.1, 54号, p.15-26.

(4) 未来のアクセスポイントに関する規則：構造の再構築へ。資料組織化研究-e. 2008.12, 56号, p.12-22.

<http://ojs.info.gssc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/viewFile/7/17>, (accessed 2011-12-15)

(5) 未来の書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則：RDA 全体草案の完成。資料組織化研究-e. 2009.9, 57号, p.20-35.

<http://ojs.info.gssc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/viewFile/13/32>, (accessed 2011-12-15)

(6) 書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則の成立：RDA の完成。資料組織化研究-e. 2010.12, 59号, p.13-32.

<http://ojs.info.gssc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/viewFile/37/75>, (accessed 2011-12-15)

(7) RDA の評価。資料組織化研究 e. 2011.3, 60号, p. 1-9.

<http://ojs.info.gssc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/viewFile/57/95>, (accessed 2011-12-15)

9) 宮田洋輔. 目録規則改訂作業の構造：AACR2

と RDA の開発過程の比較分析. 日本図書館情報学会春季研究集会発表要綱. 2009.5, p.67-70

10) RDA に関わる情報は, 基本的には JSC-RDA の広報サイト (<http://www.rda-jsc.org>) に依っている。

11) “Dr Barbara Tillett was elected as the new chair of JSC at its November meeting in Glasgow, Scotland. Dr Tillett is Chief of the Policy and Standards Division (PSD) at the Library of Congress.” 20 December 2011.

<http://www.rda-jsc.org/jscnewchair.html>, (accessed 2011-12-21)

12) RDA では, AACR2 とは異なって, 規則を表す語として, “rules” という語は使用せず, “a set of guidelines and instructions” と表現している。データ付与に際しての指針である点では変わりはないが, 規範性を薄め, 別法 (option) を多用している点の特徴であると言える。

13) FRBR と FRAD は, それぞれ 1998 年と 2009 年に国際図書館連盟 (IFLA) によって公表された書誌データと典拠データの概念モデルであり, RDA の全体構成の基盤となっている。2003 年から 6 カ年近くかけて 2009 年 2 月に公表された国際目録原則は, FRBR や FRAD といった概念モデルとともに, 図書館コミュニティにおける目録の目的と原則をめぐる国際的な共通基盤として認識されている。

14) A New Organization for RDA.

<http://www.rda-jsc.org/rda-new-org.html>, (accessed 2011-12-15)

15) The British Library, Library and Archives Canada, the Library of Congress and the National Library of Australia to work together on implementation of RDA: Resource Description and Access. 22 October 2007.

<http://www.rda-jsc.org/rdaimpl.html>, (accessed 2011-12-15)

16) 前掲 1) 日本語訳, p. 39.

17) Joint Statement of the Library of Congress, the National Library of Medicine, and the National Agricultural Library on Resource Description and Access, May 1, 2008.

<http://www.loc.gov/bibliographic-future/news>

/RDA_Letter_050108.pdf

18) テスト参加機関は次のとおりである。

<国立図書館>

Library of Congress

National Agricultural Library

National Library of Medicine

<大学>

Brigham Young University

Columbia University

Emory University

George Washington University

North Carolina State University

Northeastern University

Ohio State University

Stanford University

University of Chicago

University of North Dakota.

<公共図書館>

Carnegie Library of Pittsburgh

Douglas County Libraries (Colorado)

State Library of Pennsylvania

<学校図書館>

North East Independent School District,

San Antonio (Texas)

<サービス提供組織>

Backstage Library Works

College Center for Library Automation

(Florida)

OCLC Metadata and Contract Services

Quality Books

<図書館学校>

GSLIS (Graduate Schools of Library and
Information Science) Group

<博物館, 美術館, 文書館, 音楽図書館>

Clark Art Institute

Minnesota Historical Society

Morgan Library and Museum

Music Library Association/OLAC Group

19) 前掲 4)

20) Strategic plan for RDA 2005-2009
(5JSC/Strategic/1/Rev/2, 1 November 2007),
p. 1-2.

<http://www.rda-jsc.org/docs/5strategic1rev2.pdf>, (accessed 2011-12-15)

21) 前掲 4) , p. 9-10.

22) 前掲 4), p. 10.

23) 前掲 4), p. 10.

24) 前掲 4), p. 10.

25) Response of the Library of Congress, the
National Agricultural Library, and the

National Library of Medicine to the U.S.

RDA Test Coordinating Committee (June
13, 2011) .

<http://www.loc.gov/bibliographic-future/rda/rda-execstatement-13june11.pdf>, (accessed 2011-12-15)

26) 前掲 4), p.11.

27) Transforming our Bibliographic
Framework: A Statement from the Library
of Congress, May 13, 2011.

<http://www.loc.gov/marc/transition/news/framework-051311.html> , (accessed 2011-12-15)

28) 前掲 8)古川肇 (6)書誌レコードおよび典拠
レコードに関する規則の成立, p. 13.

29) 前掲 8)古川肇 (7)RDA の評価, p. 1-3.

30) “Moving cataloguing rules out of the
library : goodbye, AACR2? / J. McRee (Mac)
Elrod.”, Conversations with catalogers in
the 21st century / Elaine R. Sanchez, editor ;
foreword by Michael Gorman. Santa
Barbara, Calif. : Libraries Unlimited, 2011.
p. 3-19.

31) 5JSC/Sec/6/Rev 5 August 2009 (Subject:
Issues deferred until after the first release of
RDA).

<http://www.rda-jsc.org/docs/5sec6rev.pdf>.
(accessed 2011-12-15)

32) 119 項目の課題のリストの日本語訳は次の
文献を参照。

和中幹雄. 「決定を RDA 刊行後に持ち越した
課題」から見る RDA の方向性(1)「転記の原則」
をめぐって. 資料組織化研究-e, 2011.10, No.
61, p. 10-30.

<http://ojs.info.gsc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/viewFile/65/103>, (accessed 2011-12-15)

33) 6JSC/DNB/1 July 13, 2011 (To: Joint
Steering Committee for Development of
RDA, From: Office for Library Standards,
German National Library. Subject: Initial
articles - Revision of RDA 0.5; 6.2.1.7;
9.2.2.25; 9.2.2.26; 11.2.2.8; Appendix C:
Initial articles.

http://www.d-nb.de/standardisierung/pdf/proposal_initial_articles.pdf, (accessed 2011-12-15)

34) PCC ISBD and MARC Task Group. Final
Report, September 2011.

<http://www.loc.gov/catdir/pcc/ISBD-TaskForce.html>, (accessed 2011-12-15)

-
- ³⁵⁾ Chris Oliver Chosen to Copy Edit RDA, 11 Nov 2011. <http://www.rdatoolkit.org/blog/288>, (accessed 2011-12-15)
- ³⁶⁾ Library of Congress Bibliographic Framework Initiative General Plan, October 31, 2011.
<http://www.loc.gov/marc/transition/pdf/bibframework-10312011.pdf>, (accessed 2011-12-15)
- ³⁷⁾ 前掲 1)日本語訳, p. 33.
- ³⁸⁾ Deutsche Nationalbibliothek setzt RDA ab Mitte 2013 ein, 27. Okt. 2011.
http://www.d-nb.de/aktuell/presse/pressemitteilung_rda.htm, (accessed 2011-12-15)
- ³⁹⁾ DNB, Deutsche Nationalbibliothek ist Mitglied im JSC, 21. November 2011.
http://www.d-nb.de/aktuell/presse/pressemitteilung_dnb_mitglied_jsc.htm, (accessed 2011-12-15)